

西脇市男女共同参画基本プラン等の策定について

1 概要

西脇市男女共同参画基本プラン、西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画、西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画を一体的に策定します。

- (1) 西脇市男女共同参画基本プラン（以下「男女基本プラン」）
第3次男女基本プランの計画期間が令和8年度をもって終了することから、今後の男女共同参画施策の方向性を示す「第4次男女基本プラン」を策定します。
- (2) 西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（以下「DV対策基本計画」）
第2次DV対策基本計画の計画期間が令和8年度をもって終了することから、今後のDV被害者の早期発見及び子どもを含むDV被害者支援施策の方向性を示す「第3次DV対策基本計画」を策定します。
- (3) 西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画（以下「困難女性支援計画」）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月施行）に基づく支援施策の実施に関する基本計画を策定します。

2 スケジュール等

- (1) 令和7年度
 - ア 市民意識調査（アンケート調査）の実施・分析
本市における男女共同参画及び配偶者等からの暴力への対策に係る市民の意識の浸透度を測るとともに、困難な問題を抱える女性への支援に向けた課題等を把握するため、アンケートを実施します。
 - イ 調査対象
18歳以上の市民（2,000名を市で無作為抽出）
- (2) 令和8年度
 - ア プラン等の策定

- (7) 骨子案作成
- (イ) 素案作成
- (ウ) パブリックコメントの実施
- (エ) プラン等の承認

令和7年度							
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	◆市民意識調査 調査項目調整		◆調査項目確定 ◆調査票印刷 発送準備		◆市民意識調査実施・結果集計 ・課題整理		
◆第1回審議会 8/19(火)				◆第2回審議会 調整			◆第3回審議会 3/13(金)予定

令和8年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆骨子案作成			◆素案作成					◆パブリックコメント (30日間)			
		◆第1回審議会 (6月頃)		◆第2回審議会 (8月頃)						◆プラン等 承認	
						◆第3回審議会 (10月頃)					◆第4回審議会 (2月頃)